

台風に伴う定期試験の取扱い

台風による災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり警報が発令された場合の工学部専門系科目・工学研究科の定期試験の取扱いは、原則として、次のとおりとする。

○ 台風に伴い、名古屋市に暴風警報が発令された場合

台風に伴い名古屋市に暴風警報が発令された場合は、暴風警報発令後に開始される定期試験は中止する。

この場合において、警報解除後における定期試験の実施については、別表のとおりとする。

[注意事項等]

- 1) 暴風警報の発令により定期試験が中止になった場合は、学生は登校することを要しない。
- 2) 暴風警報が居住地または通学経路内において発令されている場合は、学生は原則として登校しないこととする。
- 3) 暴風警報以外の警報発令時等において交通機関の運休等が生じた場合、または気象災害による身体の危険を感じた場合は、学生は無理な登校はしないこととする。
- 4) 上記2)、3)により定期試験の実施日に登校しなかった場合は、1週間以内に教務課にて所定の手続きにより追試験を願い出ることができる。

別表

試験実施	暴風警報解除が発表された時刻(24時表示)
第1時限以降の試験実施	6時45分までに解除された場合
第3時限以降の試験実施	11時00分までに解除された場合

暴風警報が発令された場合、工学部の携帯用HPに緊急情報が掲載されます。注意してください。

